独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社南都銀行		コード	8367
提出日	2023/6/15	異動（予定）日	2023/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松坂英孝	社外取締役	○										○					有
2	中山こずゑ	社外取締役	○										○					有
3	西村隆至	社外取締役	○										○				新任	有
4	青木周平	社外取締役	○										○				新任	有
5	粕谷吉彦	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	・当行は、松坂英孝氏との一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 ・同氏が顧問を務める大阪瓦斯株式会社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。 ・当行は大阪瓦斯株式会社が発行した劣後特約付社債を資産運用目的で保有しておりますが、いずれも取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	・独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。 ・企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、大所高所からの経営への意見具申等、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる高い知見を有することから、社外取締役候補者として選任しております。 ・当行においては、事業会社における多様な経営経験を活かし、金融機関の枠にとらわれない、独立した立場からの銀行経営の監督を期待しております。
2	・当行は、中山こずゑ氏との一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 ・同氏が社外取締役を務めるＴＤＫ株式会社、いすゞ自動車株式会社及び社外監査役を務める株式会社帝国ホテルと当行との取引はありません。	・独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。 ・企業・地方行政機構での経営経験を有し、また現在は、当行に加えて、グローバル企業を含む上場企業3社で社外取締役・社外監査役を務めるなど、多様な組織運営に関与してきており、幅広い知識と高い見識を有することから、社外取締役候補者として選任しております。 ・当行では、組織運営に関する経験と知見、深い洞察力を踏まえ、地域発展のための示唆や当行のダイバーシティ推進に向けた取組への助言など、独立した立場からの銀行経営の監督を期待しております。
3	・当行と西村隆至氏の間に取引はありません。 ・同氏は株式会社近鉄・都ホテルズの代表取締役社長及び近鉄グループホールディングス株式会社のグループ執行役員を務めております。両社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の両社の連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 ・また、当行は近鉄グループホールディングス株式会社の株式を保有しており、同社の子会社も退職給付の信託財産として当行株式を保有しておりますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	・独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。 ・鉄道、不動産、ホテル業等の事業会社での企業経営者としての経験が豊富で、企業の組織運営・ガバナンスに幅広い知識と高い見識を有することから、社外取締役候補者として選任しております。 ・当行においては、事業会社における多様な経営経験と高い知見を活かし、地域発展に資するアドバイスと独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。
4	・当行は、青木周平氏との一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 ・同氏が2022年3月までエグゼクティブストラテジストを務めていた株式会社日立製作所と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の両社の連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	・独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。 ・金融業界全般に精通しており、高い見識を活かして大所高所から経営へ意見具申するなど、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる豊富な知識・経験を有することから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。 ・当行においては、金融業界における経験と知見を活かし、監査等委員として独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。
5	・当行と粕谷吉彦氏の間に取引はありません。 ・同氏が2023年3月まで取締役を務めていた西武建設株式会社及び2023年6月から社外監査役に就任予定の株式会社チノーと当行との取引はありません。	・独立役員としての要件及び当行の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定するものであります。 ・金融機関及び事業会社双方での経験を踏まえた、幅広い知識と高い見識を有することから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。 ・当行においては、これまでの多様な経験と知見を活かし、監査等委員として独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。

４．補足説明

【ご参考】独立性判断基準
社外取締役及び社外監査役の独立性は、現在又は最近（注１）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。
（１）当行を主要な取引先（注２）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
（２）当行の主要な取引先（注２）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
（３）当行から役員報酬以外に、多額（注３）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
（４）当行から多額（注３）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
（５）当行の主要株主（注４）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
（６）次に掲げる者（重要（注５）でない者は除く）の近親者（注６）
Ａ．上記（１）～（５）に該当する者。
Ｂ．当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

（注１）「最近」
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注２）「主要な取引先」
・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が２％を超える者。
・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。
（注３）「多額」
過去３年平均で、個人の場合は年間１，０００万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の２％を超える金額。
（注４）「主要株主」
当行の直近事業年度末における総議決権の１０％以上を保有する株主。
（注５）「重要」
会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。
（注６）「近親者」
二親等内の親族。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。